

その他の貸付制度

資格取得を目指す方への貸付制度で、一定の要件を満たせば返還が免除されます。
なお、母子・父子・寡婦福祉資金との併用ができない場合があります。

●高知県看護師等養成奨学金制度

看護師・准看護師養成施設に在学中で将来、県内の指定医療機関等や訪問看護ステーションで勤務する意思のある方を対象に奨学金の貸与を行っています。

(詳細は県医療政策課奨学金担当(088(823)9649)へお問い合わせください。)

●介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学し、資格取得を目指す方を対象に、学費相当分(上限月額5万円)、入学準備金・就職準備金(各最大20万円)などの資金の貸与を無利子で行っています。養成施設卒業後、1年以内に資格を活かして県内に就職し、原則5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

(詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課(088(844)4600)へお問い合わせください。)

●保育士修学資金貸付制度

保育士養成施設に在学し、卒業後、高知県内の保育所等で就労する意思のある方に対し、修学資金(月額5万円)、入学準備金・就職準備金(各最大20万円)の貸付を無利子で行っています。養成施設卒業後、1年以内に保育士資格を登録し、原則5年間、県内で保育士の業務に従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

(詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課(088(844)4600)へお問い合わせください。)

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげてもらうため、児童扶養手当の支給を受けているか同程度の所得であるひとり親家庭の親及び児童を対象に、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を修了した時や合格した時に受講費用の一部を支給します。

- ①受講開始時:受講費用の30%(上限70,500円、4,000円以下は対象外)
- ②受講修了時:受講費用の40%から①を差し引いた額(上限は①との合計で10万円、4,000円以下は対象外)
- ③試験全科目合格時:受講費用の20%(上限は①と②との合計で15万円)

※最大、受講費用の60%(上限15万円)

(補助金の有無及び内容はお住まいの市町村によって異なります。詳しくは各市役所(市在住の方)、県福祉保健所(町村在住の方)にお問い合わせください。)

母子生活支援施設・公営住宅

母子生活支援施設

母子家庭で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子が一緒に入れる施設です。
(詳細については県福祉保健所・市福祉事務所へお問い合わせください。)

公営住宅への入居

母子・父子家庭の方の公営住宅入居申込みに際し、当せん率が有利な取扱いを受けられる場合があります。

(詳細は県営住宅については高知県住宅供給公社(088(883)0344)に、
また、市町村営住宅については各市町村役場にお問い合わせください。)

優遇制度

製造たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母や寡婦は、製造たばこの小売販売業の許可に際して許可基準の特例が受けられます。

問い合わせ先 四国財務局理財部理財課 電話 087(811)7780
申請窓口 日本たばこ産業(株)香川支社 電話 087(823)6616

JR通勤定期の3割引

児童扶養手当を受けているひとり親世帯や、生活保護世帯の方が、JRを利用して通勤する場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

(詳細は市町村役場へお問い合わせください。)

税の軽減

ひとり親世帯の方は申告により、所得税、住民税の軽減措置(ひとり親控除、均等割)が受けられる場合があります。

給与所得のみの方は、給与の支払者へ、その他の方は、確定申告の際、税務署へ
※所得税に関することはお近くの税務署へ、住民税に関することはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

少額貯蓄非課税制度(マル優)

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、証書を添えて金融機関へ申請すると、元金350万円までの預貯金等の利子について、所得税が非課税になります。

(詳細は各金融機関の窓口へお問い合わせください。)